

誓約書

雲仙市定住促進奨学資金償還補助金の交付に当たり、雲仙市定住促進奨学資金償還補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守して、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約いたします。

なお、要綱第10条の規定に該当し、補助金の交付決定の取消しを受けた場合、雲仙市補助金等交付規則に基づき所定の補助金返還義務を負うことに異存ありません。

内容を確認して「✓」

- チェック
- (1) 要綱第7条に規定する交付申請時点で市に居住し、その後5年以上定住すること。
  - (2) 就労先の所在地を問わず、就労していること。
  - (3) 奨学資金を自ら償還していること。
  - (4) 居住している地区の自治会に加入し、自治会活動にも参加すること。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は要綱第5条に規定する承認申請時点において暴力団員でなくなった日から5年以上経過していること。
  - (6) 国家公務員（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）又は地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）でない。
  - (7) 補助金の交付決定から5年に満たない間に、市外に転出した場合、自治会を退会した場合等、補助金の交付の取消事由に該当したときは、速やかに市へ報告すること。

年 月 日

雲 仙 市 長 様

住 所 雲仙市〇〇町〇〇番地  
氏 名 雲仙 太郎  
連 絡 先 TEL 0957-38-〇〇〇〇